

国制度

◆子育て世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当（所得制限あり。）を受給する世帯に対し、給付金（一時金）を支給します。

【対象者】 令和2年4月分（3月分）の児童手当の受給者

※特例給付を除く [見込数：約7,600人]

【給付額】 対象児童1人あたり1万円

【給付方法】 公務員以外：児童手当口座に振込（6／10）

公務員：申請により指定口座へ振込（随時）

[実績] 公務員以外：6,639人

公務員：623人

合計：7,262人

臨時特別給付金等について

◆ひとり親世帯臨時特別給付金

市独自制度

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校の休校・保育園等の登園（所）自粛要請や企業活動の停滞などを受け、経済的に大きな影響を受けるひとり親世帯へ支援を行うため、給付金を支給します。

【対象者】 ①かつ②の条件を満たす

①令和2年4月分（3月分を含む）の児童扶養手当の受給者

②基準日（5/11）に、本市に住所を有する人

[526世帯に案内文を送付]

【給付額】 1世帯あたり5万円

【給付方法】 申請により指定口座へ振込（随時）

[実績] 524人

臨時特別給付金等について

◆ひとり親世帯臨時特別給付金

国制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、給付金を支給します。

基本給付		追加給付	
支給額	対象者	支給額	対象者
・5万円／世帯 ・第2子以降 3万円／人	[A]令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方 [見込数]488世帯 [実績]488世帯	・5万円／世帯 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大きく減少した方 [A] [見込数]479世帯 [実績]417世帯 [B] [見込数] 31世帯 [実績] 19世帯	
	[B]公的年金等の受給により、令和2年6月分の児童扶養手当を受給していない方 [見込数] 31世帯 [実績] 22世帯		
	[C]新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 [見込数] 78世帯 [実績] 9世帯		

臨時特別給付金等について

◆新・子育て支援制度「未来33」 市独自制度

加賀市の未来が燦々（さんさん）と輝くことを願い、
出産3人目から30万円のお祝い金を支給します。

子どもが多くいる世帯のサポートと将来の人口増加を
期待して、3番目からのお子さんの出産にお祝い金を支
給します。

【対象者】 第3子以降の出産前から継続して1年以上本市に
住所を有する父又は母 [見込数：約80人]

【対象児童】 令和2年4月2日以降の出生児から対象

【給付額】 第3子以降となる出生児1人あたりお祝い金として
300千円

【給付方法】 申請により指定口座へ振込

[実績] 40人（39世帯）